

休業補償請求書  
休業援護金申請書

認定番号	
請求回数	第 回( 年 月分)

岩手県市町村総合事務組合管理者 殿		請求(申請)年月日 年 月 日	
下記の休業補償(休業援護金)を請求(申請)します。		(〒 )	
		請求者の住所(申請) 氏名	
1 被災職員に関する事項	所属市町村・部局	職名(業務内容)	
	ふりがな氏名	職業・勤務先(市町村の部局以外)	
	年 月 日生( 歳)	負傷又は発病の年月日 年 月 日	
2 請求日数等	年 月 日から 年 月 日までのうち 日	{ 全部休業した日数 日 { 一部休業した日数 日 [ 全部休業した日に得ることができた給与その他の業務上の収入の総額 円 一部休業した日に得ることができた給与その他の業務上の収入の総額 円 ]	
*3 市町村長等の証明	1及び2については、上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 市町村長等 氏名		
4 休業補償	全部休業した日についての計算	(補償基礎額) $\frac{\text{得ることができた給与}}{\text{その他の業務上の収入}} \times \frac{60}{100} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(A)
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) $\frac{\text{得ることができた給与}}{\text{その他の業務上の収入}} = \text{円}$	[ 管理者が最高限度額として定める額 円(イ) ]
		(イ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\frac{\text{円}}{100} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(B)
	請求金額	(A) + (B)	円
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	① 休業補償を受ける場合 (補償基礎額) $\frac{\text{円}}{100} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(C)
		② 休業補償を受けない場合 (補償基礎額) $\frac{\text{得ることができた給与}}{\text{その他の業務上の収入}} \times \frac{80}{100} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(D)
	一部休業した日についての計算	(補償基礎額) $\frac{\text{得ることができた給与}}{\text{その他の業務上の収入}} = \text{円}$	[ 管理者が最高限度額として定める額 円(イ) ]
		(イ)又は(イ)のうちいずれか低い額 $\frac{\text{円}}{100} = \text{円}$	(請求日数) 円 × 日 = 円(E)
	申請金額	(C) + (D) + (E)	円

6 厚生年金保険法等の適用関係	<input type="checkbox"/> _____ の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。
-----------------	--

*	傷病名	
7 医 師 の 証 明	本人の職業に関連して、療養のため勤務その他の業務に従事することができなかつたと認められる日数 年 月 日から のうち 日 年 月 日まで 実診療日数 日	現在の状態 年 月 日  <input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 継続中
	上記のとおりであることを証明します。	
	年 月 日 医療機関の { 所在地 名称 医師の氏名	

8 送 金 振 込 先	振込先 銀行 支店	* 決定 金額	休 業 補 償	条例第13条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 円
	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 口座番号 <input type="checkbox"/> 当座預金		休 業 援 護 金	円
	ふりがな 預金名義者		合 計	円

[注意事項]

- 1 請求（申請）者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□に✓印を記入すること。
- 2 「2 請求日数等」の欄には、市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条ただし書及び同条例施行規則第11条に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 3 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「一部休業した日についての計算」の項の「（補償基額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、補償基礎額が条例第7条の2第1項の規定により管理者が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない額を記入すること。
- 4 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「管理者が定める額（イ）」の項には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、条例第7条の2第1項の規定により管理者が定める最高限度額を記入すること。
- 5 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により条例附則第9条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□ \_\_\_\_\_ の被保険者である。」の□に✓印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。  
 なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る補償の支給決定後に条例附則第9条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。
- 6 「\*7 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、すでに療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。